

Title	西夏の官文書の書式に関する基礎的研究 : カラホト 出土文書と法令規定との対応関係の考察を中心に
Author(s)	佐藤, 貴保
Citation	内陸アジア言語の研究. 2018, 33, p. 87-108
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71367
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

西夏の官文書の書式に関する基礎的研究

―― カラホト出土文書と法令規定との対応関係の考察を中心に ――

佐藤貴保*

はじめに

カラホト (黒水城) 遺跡から出土した西夏時代の文献は、近年になり、各国所蔵文献の整理・写真版の公刊が進み、とりわけロシア科学アカデミー東方文献研究所 (Инстститут восточных рукописей Российской Академии Наук, Санкт-Петербург) が所蔵するコズロフ将来文献には、西夏の官庁・官人間でやり取りされたいわゆる官文書が少なからず含まれていることが『俄蔵黒水城文献』(以下『俄蔵』)の公刊によって新たに明らかになった(1). ただし、それらの多くは経帙などに再利用されたことによって断片化しており、首尾完存しているものはごくわずかである。加えて、西夏文官文書はいわゆる草書体の西夏文字で書かれているため解読が極めて難しく、研究はあまり進んでいない。

一方,12世紀中葉に編纂されたとみられる西夏の法令集『天盛改旧新定禁令』(以下『天盛』)巻10には、唐の公式令のような詳細なものではないが、官庁間でやり取りする数種類の文書の書き方に関連する条文が存在する。『天盛』はすでにロシア語訳[Kozekc]と中国語訳[史・聶・白2000]が発表されているが、いずれも官文書群の写真版が公刊される以前に発表されたものであり、法令と文書実物の双方を突き合わせた研究は、未だ充分にはなされていない。官文書の書式の種類や形態に着目した研究は、漢文編纂資料に引用される西夏から北宋へ送った外交文書、あるいは『天盛』の中国語訳の解釈に拠った趙彦龍氏の研究以外に無いといってよい[趙2004→趙2010、pp. 135–139; 趙2012、pp. 110–147、etc.].

そこで本稿では、『天盛』巻 10 に定められている文書の書式に関わる条文を改めて検討する. 続いて、ロシア所蔵カラホト出土官文書のうちのいくつかを紹介し、『天盛』の規定とどの程度対応しているのか検証する。西夏の官文書には西夏文または漢文で書かれた文書が現存するが、草書体で書かれた西夏文は前述の通り難解である。本稿は官文書の書式の復元を主眼としており、文章の細部にわたる検討は他日に期し、部分的な試訳のみを掲げているものもあることをお断り

^{*} 盛岡大学文学部准教授(SATO Takayasu. Associate Professor, Faculty of Humanities, Morioka University)

⁽¹⁾ 西夏の官文書については、『俄蔵』が公刊される以前はクチャーノフ氏によって数点の文書が紹介される にとどまっていた [Кычанов 1971, Кычанов 1974, Кычанов 1977]. 『俄蔵』が公刊されると、漢文で書かれた官文書の研究 [佐藤 2006, 佐藤 2010, 孫 2011, 孫 2012a, 孫 2012b, 杜・史 2012], 西夏文で書かれた官文書の研究 [最 2003, 佐藤 2007 →佐藤 2013b, 佐藤 2015] が発表されている。ただし、西夏文官文書の研究はクチャーノフ氏が紹介した文書の読み直しが中心である。

しておく。また、カラホトからは12世紀前半に北宋・南宋・斉(金の傀儡政権)治下の陝西北部の対西夏国境地帯でやりとりされた官文書(通称、宋西北文書)も出土しており、すでに専論も発表されている。そこで、宋西北文書の書式と西夏の文書の書式との共通点についても検討していきたい。

1. 『天盛』巻 10 文書の書式に関する条文

『天盛』巻 10,第 675~705 条 $^{(2)}$ には、「官司の序列と文書を送る門」とよばれる条文群が収録されている。このうち、官庁が作成する文書の書き方を定めているのが、

第 678 条「中書・枢密が牒⁽³⁾を伝える」

第 679 条「経略の役所が文書⁽⁴⁾を出すことについて」

第680条「諸々の官司が文書を出すことについて」

の3つの条文である。各条文の標題から、発出主体が①中書・枢密、②経略⁽⁵⁾、③その他の官庁、の3つの場合で書式が異なること、その背景に官庁の上下関係や統属関係が影響していたことが予想される。西夏に様々な名称の官庁が存在したことは『天盛』の条文や西夏の隣国であった宋の記録からすでに知られている。『天盛』巻10「官司の序列と文書を送る門」は、第675条「官司の等級の大小」で始まるが、その条文では、上等・次等・中等・下等・末等の5つの等級を設け、それぞれの等級にどの官庁が所属しているかを列挙している。それぞれの等級に属する官庁の名を、本稿に関係するものを中心に挙げると、

上等の官庁(6):中書, 枢密

次等の官庁:殿前司,中興府,内宿司, etc.

中等の官庁:前内侍司,監軍司, etc. 下等の官庁:行宮司, 馬院司, etc.

^{(2) 『}天盛』の条文番号は、クチャーノフ氏の Кодекс において付与された番号に基づく.

⁽³⁾ 西夏語の原義は「雄弁」[『夏漢』no.3360]. この法令集をロシア語に翻訳したクチャーノフ氏は,文書の書式名 [Кодекс, vol. 3, p. 111], あるいは「通報」[СТЯ, no. 0360] と解釈する. 同法令集の中国語訳は「牒」と訳す [史・聶・白 2000, p. 364].

^{(4) 「}文書」を表す西夏語は「文」という意味の文字[『夏漢』no. 4797] と「字」という意味の文字[『夏漢』 no. 2403] の 2 文字によって構成されている. 続く第 680 条に現れる「文書」も同じ西夏語で表現されている。

^{(5) 『}天盛』や官文書において、この官庁の呼び方は「経略」「経略使」「経略使の役所」「経略の役所」と様々ある。また「経略使」は当該官庁の長官を指すこともある。このような表現のゆらぎは、当該官庁の成立過程とも関わりがあろうが、別途検討すべき課題である。本稿では官庁名としては「経略」、当該官庁の長官を「経略使」と表記して行論する。

⁽⁶⁾ 原文は「上の官庁」という意味の2文字で書かれているが、この後「○等の官庁」と続くことから、正しくは「上等の官庁」と書かれるべきで、「等」にあたる文字が脱落したものとみられる.

末等の官庁:刻字司、織絹院、etc.

となっている。上等の官庁に位置する中書と枢密は、それぞれ中央の行政と軍事を掌る最高機関であると考えられている。次等の官庁に位置する殿前司は都とその近隣地域の軍事・防衛を、内宿司は宮中の警備や雑務を、中興府は都とその近隣地域の行政を掌っている。続く中等の官庁に位置する前内侍司は近衛兵を、監軍司は地方で行政・軍事を管掌する官庁である。第 675 条では経略がどの等級に属するのかは定められていないが、第 677 条に「経略の役所の等級」という別個の条が立てられており、次のように定められている。

一,経略の役所は中書・枢密よりも一ランク小さくすべし、その他諸々の官司よりも大きくすべし、

この条文で、経略は、上等に位置づけられている中書・枢密と、それ以外 ——次等以下の官庁 —— との間に位置付けられている

このような官庁の等級は、各官庁が使用する官印にも反映されていた。『天盛』巻 10「位階・軍・
勅門」の第 657 条「大小の印の大きさ」では、官印の方寸について、上等の中書・枢密は各二寸
半、経略は各二寸三分、次等の官庁は二寸一分、中等の官庁は二寸、下等の官庁は一寸九分、末等
の官庁は一寸八分と定めている。官庁の等級によって長さが異なっており、等級が下がるにつれ
て、使用する方寸が短くなるよう定めていたのである「佐藤 2013a」

第678~680条の各条文の試訳は以下の通りである。

(1) 第678条

一、上等の中書・枢密どうしは牒で伝え、語末に牒により(御)前の類に至らせることや求めることを掲げ、職位の下にサインをすべし、その他の官庁には下し、末尾に伝えることを言い、日付の下にサインをすべし。

この条文では、上等で同格の中書・枢密どうしで牒をやり取りすることを「伝える」という意味の西夏語 [『夏漢』no. 1332] で表現している.「(御) 前の類に至らせることや求めること」とは、皇帝や宛先へ伝達する内容、すなわち文書の本文のことであろう.中書・枢密よりも上級の官庁は存在しないので、「その他の官庁」とは中書・枢密以外のすべての官庁ということになる.そうした官庁へ文書を発信することを「下す」という意味の西夏語 [『夏漢』no. 5474] で表現している.よって、この条文の前半は中書・枢密が発信する平行文書、後半は下達文書の書式を定めており、下達文書は末尾に日付の下にサインをする ——押字を記す—— よう定めていると理解することができる.一方で、平行文書では末尾に作成者の官職名を書き、その下に押字を記すことを定めていると理解することができる.換言すれば、下達文書か平行文書かの形態的な違いは、作成者の押字の直前に記す字句が職名か日付か、ということになる.

(2) 第679条

一,経略使の役所は、上等の官司には申し、経略どうしは伝導し⁽⁷⁾、後で求めることを言い、職位の後ろにサインすべし。その他の諸々の官庁には下し、末尾に伝えたいことを掲げ、日付の下にサインすべし。

経略には少なくとも東経略と西経略が存在していたことがこれまでに出土した文献から知られており、詳細は不明であるが辺境地帯の行政・軍事を監軍司よりも広範囲に統括していたと考えられている。この条文からは、経略使が上等の官庁へ文書を発信する行為を「申し上げる」という意味の西夏語[『夏漢』no.0733]で、同格の経略どうしは「伝導する」という意味の西夏語で、そしてそれ以外の次等以下の官庁へ文書を発信する行為を「下す」という意味の西夏語でそれぞれ表現しており、それぞれ上申文書・平行文書・下達文書を発信する行為を指していると理解できる。前節で取り上げた中書・枢密が平行文書・下達文書を発信する場合の表現と比較すると、平行文書を発信することを中書・枢密の場合は「伝える」、経略の場合は「伝導する」と、両者で微妙に表現が違うが、下達文書を発信する場合は中書・枢密・経略ともに「下す」と表現している。そして、押字の直前に書かれるものは、上申文書と平行文書では官職名、下達文書では日付であると定めている。これは、中書・枢密が平行文書・下達文書を発信する場合とそれぞれ一致する。

(3) 第680条

一,次・中・下・末等(の官庁)は、自分より官庁の等級が高いところへは申し上げ、等級の等しい所へは伝導し、後で求めることを掲げ、官名の下にサインすべし、一等級低い所へ下すには、後ろに「占送」⁽⁸⁾と掲げ、二等級以上低い(所へ下す)には、後ろに「占字」⁽⁹⁾と掲げ、「官」の字の下にサインする。そのうち、聖旨は官庁の上下無く下すべし、同等及び大小の官庁の所に出す場合は、官名の下にサインすべし、法を破った時、位階を有する者は罰馬一、無位の者は杖十三。

次等以下の官庁が文書を発信する場合のことを定めたこの条文でも、等級の高い官庁へ文書を 発出する行為(上申文書)を「申し上げる」、同等の官庁へ文書を発信する行為(平行文書)を「伝 導する」、等級の低い官庁へ文書を発出する行為(下達文書)を「下す」とし、表現の使い分けが なされている。押字の直前に書くものは、上申文書と平行文書では経略が発出する場合と同様に 官職名である。これに対し、下達文書の場合は「官」という意味の文字を押字の直前に記すと、中

⁽⁷⁾ 西夏語の原義は「導く」[『夏漢』no. 4507]. クチャーノフ氏は、文書の書式名と解釈 [Koдекс, vol. 3, p. 111]. この文字の直後には動詞接頭辞が続き、さらに「伝える」という字義の文字 [『夏漢』no. 1332] が続く、中国語訳は後続の動詞とつなげて「伝導する」と訳す [史・聶・白 2000, p. 364]. 筆者は中国語訳のように、一般動詞として解釈するのが適切であると考える。

⁽⁸⁾ 原文を逐字訳. 中国語訳も同じ [史・聶・白 2000, p. 364]. クチャーノフ氏は、一文字目の「占い」という原義の文字 [『夏漢』no. 2117] を「文書係」と訳し、2 文字目 [『夏漢』no. 3813] とあわせて「文書係によって送られた」と訳す [Кодекс, vol. 3, p. 112].

 $^{^{(9)}}$ 原文を逐字訳. クチャーノフ氏は「文書係のタムガ(サイン)」と訳す [Kogekc, vol. 3, p. 112].

書・枢密・経略が発出する下達文書とは異なる様式を定めている。また、下達文書は文書の後部で発信主体の官庁と宛先の官庁との間の等級の差に応じて「占送」か「占字」という意味の文字を書くよう定めている。

そして、この条文の後半では、聖旨すなわち皇帝からの命令を伝達する場合は一律に下達文書 の書式で作成するとしている。

なお、この条文では、条文の規定に違反した場合の罰則が定められている。罰則に関する規定は これまで見てきた第678~679条では定められていない。

以上の条文から確認できるのは、以下の諸点である。

- ①官庁の等級に対応するように、(a)上等の中書・枢密が出す文書、(b)上等と次等との中間に位置している経略が出す文書、(c)次等以下の等級の官庁が発出する文書の書き方を定めていること。
- ②それぞれの官庁が発出する文書に上申文書・平行文書・下達文書の区別があったこと.
- ③上申文書・平行文書では発出主体の官職名の後に押字を記すよう定めていること
- ④下達文書では、中書・枢密・経略が発出する場合は日付の後に、次等以下の官庁が発出する場合は「官」字の下に、押字を記すよう定めていること。

では、カラホト遺跡から発見されている実際の官文書がどのような書式で書かれているのか、本章で試訳した『天盛』の条文と対応させながら、次章で検証していきたい。

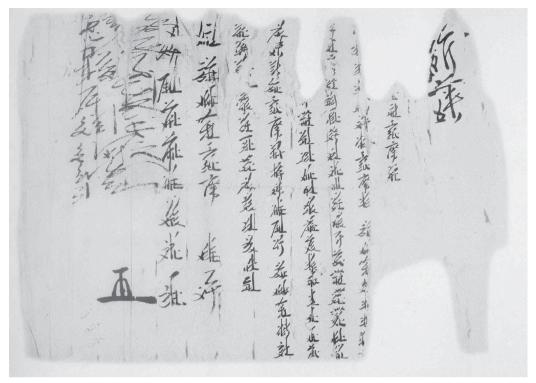
2. カラホト出土官文書の書式

(1) 上等の官庁が発信した文書

『天盛』で上等の官庁とされている中書と枢密はそれぞれ、行政・軍事を管掌する中央の最高機関と考えられていることは前章で述べた通りである。いずれの官庁も都の中興府(寧夏回族自治区銀川市)に所在していたとみられる。

カラホトは中興府からはるか西方に離れた地にあることから、ここから中書一枢密間でやり取りした文書が発見される可能性は考えられない。管見の限り、実際に出土した官文書からは、中書・枢密が発信した平行文書を確認できない。一方、下達文書とみられる文書は西夏文 инв. по. 4727- $2^{(10)}$ の 1 点が認められる。これを以下に文書 A として示す。以下、本稿での試訳においては、]、 \Box 、[の記号は欠損して読めない箇所、?は文字は認められるものの判読ができない箇所を示す。

⁽¹⁰⁾ ロシア科学アカデミー東方文献研究所では、これまで同一の親番号を持つ複数の断片群がある場合、個別の枝番号を付けていないことが多かった。2017年に筆者が同研究所で実見調査したところ、断片の整理が進み、新たに枝番号を付けたり、全く異なる親番号を付けたものも現れている。本稿では、混乱を避けるため、『俄蔵』に記載されている枝番号を便宜的に用い、筆者のロシアでの実見調査で新たな番号が付けられていることが確認できたものについては注で示した。



文書 A инв. no. 4727-2 [『俄蔵』13, p. 252]

文書A = инв. no. 4727-2 [『俄蔵』13, p. 252]

枢密

- 2] 勒金剛王については
- 3 | 金剛王をひとえに前内侍「
- 4] 集団を停めるか通すかについては続けて仕事を管轄する者が判断すべし. 知っている
- 5 」求めているところの?の籍を法令と照らし合わせて??問う節を
- 6 満たしたことで、金剛王の罪は献じた功により(許し)、待命者前内侍に
- 7 入れ, (宮殿の) 近いところに?, 宿直の仕事をすべし. 遅れぬよう知らせるべし.
- 8 右,前内侍金剛王は,前掲の
- 9 聖旨・命令に従って行うべし.
- 10 皇建庚午元年正月日日 (押)

この文書の内容は、すでに [佐藤 2015] で考察したように、枢密が何らかの罪を得て流刑にな

っていた前内侍の□勒金剛王なる人物を都へ呼び戻す旨の命令である。恐らく,この文書が発見されたカラホトは当該人物の配流先なのであろう。8~9 行目の字は直前の 2~7 行目よりもひと回り大きな文字で書かれており,そこにこの文書の宛先で流刑を解かれる金剛王に対する枢密からの指示が記される。その指示内容は,「前掲の聖旨・命令」に従うよう書かれている。ただし,8 行目「前掲の」の直前は 1~2 文字分の空白があけられ,次の9 行目の行頭に「聖旨」が行頭にきている。聖旨は皇帝が出す命令であるため,漢文における改行平出に相当する表現がなされている。文書の損傷が激しいため不明な点が多いが,恐らく 2~7 行目で聖旨を引用しているのであろう。そして末尾の10 行目では「皇建庚午元(1210)年正月日日」と,この文書が作成された日付が大きく横に細長い文字で記され,その下に押字が記されている。

また、 $8\sim10$ 行目の上部には、朱方印が押されていることが確認できる。筆者が実見調査したところ、印文は判読できないが、印影の大きさは縦 $8.7~\mathrm{cm}$ ×横 $8.7~\mathrm{cm}$ であった。

本文書の書式は以下の通りにまとめることができよう.

- ① 発出主体
- ② 事書
- ③ 右, 宛先, … (本文) …に従って行うべし.
- ④ 年月日 (押字)

この文書と『天盛』第678条後半部分の規定とを比較してみよう。条文中にあった「末尾に伝えることを言い」とは、文書の8~9行目のひと回り大きく書かれている枢密から金剛王への命令と対応しているものとみられる。条文では日付の下に押字を記すと定めていたが、この文書でもこれと対応するように10行目に横長で書かれた日付の下に押字が記されていることを確認できる

(2) 経略が発信する文書

経略が発信した文書は、管見の限りカラホト文書で 2 点現存する。以下に文書 B・文書 C として提示する

文書B = **инв. по. 4207**⁽¹¹⁾ [『俄蔵』13, pl. 6]

1 西経略使

- 2 今, 調べたところにより, 粛州副統は, 枢密の命令(に以下の通りあった)
- 3 「吉衆子(?)が 聖旨を送ってきて『行監の梁
- 4 守護鉄を お上にすぐに送り、先に頭?を
- 5 来たのを記憶するよう求めたので、(職位を)上げて瓜

^{(11) 2015}年に実施した筆者の実見調査によると、本文書は資料保存のために裏打ちがなされている。また新たに Танг 600/107, инв. 7007 (2014) の資料番号が付せられている。



資料 В инв. no. 4207 [『俄蔵』13, pl. 6]

- 6 州東端の辺検校になるべし』という言葉であった.
- 7 前掲の 聖旨・命令にあるとおりに
- 8 行うべし、遅れることなく為すべし」
- 9 右、副統は、 前掲の命令に従って行うべし.
- 10 応天卯年四月日 (押字)
- v3 司吏 ?? (押字)
- v2 案頭 ?? (押字)
- v1 都案 ? (押字)

1 行目と 9 行目から、文書 B は西経略から副統に宛てたものであるとわかる。2~8 行目では、皇帝からの聖旨が枢密に伝えられ、枢密がそれを受けて西経略に命令を出し、西経略はその命令をさらに副統へ伝えたと判断される。副統とは、15 歳以上の男子全員が徴兵の対象となる西夏軍の大部隊を束ねる将軍(正統)に次ぐ職の名称であり、官庁の名称ではない。ただ、『天盛』巻 10・第 701 条「統の正副(=正統・副統)が文書を送ることについて」に、

一,節親・議判以外の他の官僚が辺地の正統となって行く時,中書・枢密・経略の官庁(に文書を送る場合)には申すべし,その他の諸官庁には下すべし.副統(が文書を送る場合には)中書・枢密・経略・正統には申すべし,次等の官庁には伝導すべし.その他の諸官庁には下すべし.

とある。副統は次等の官庁と同等の扱いで文書を発信することが認められている。発出主体の西 経略が上等と次等との中間に位置付けられていることは第 1 章で指摘した通りであるから、本文 書は下達文書ということになる。10 行目に「応天卯(1207)年四月日」という日付が大きく横長に書かれており、その下に押字がある。押字の前に日付を書くのは、『天盛』第679条の「その他の諸々の官庁には下し、末尾に伝えたいことを掲げ、日付の下にサインすべし」という、下達文書の書き方と一致する。

本文書の書式は以下の通りにまとめることができよう.

- ① 発出主体
- ② 事書
- ③ 右, 宛先, … (本文) …に従って行うべし.
- ④ 年月日 (押字)

なお、この文書を筆者が実見したところ、「西経」略使」という意味の西夏文字 4 字によって構成される縦 7.1 cm×横 7.1 cmの朱方印の印影が 9 行目の上部に確認できた。前節の、枢密が発出した下達文書に押されている印よりもかなり小さいことになる。印の大きさの違いは、上等の枢密とそれに次ぐ等級に位置付けられている経略との差を反映している。

文書C = инв. no. 4198 + инв. no. 6345 [『俄蔵』13, p. 198 + 『俄蔵』14, pp. 125-131]

『俄蔵』の写真では инв. по. 4198 と инв. по. 6345 は別々の文書の断片として掲載されているが、 筆者が 2013 年に実見調査したところ、инв. по. 4198 の左端が инв. по. 6345 の右端に接続し、下端が若干欠損しているものの首尾が完存した 196 行にのぼる非常に長い文書であることが判明した。 本稿では、書式と関係するとみられる冒頭と末尾の部分の試訳のみを以下に掲げる.

- 1 西経略使が 申し上げる
- 2 今、調べたところ、黒水監軍司の書状を得たところ、罪を得た
- 3 人の?の梁嵬名吉・福芻僕華輦
- 4 を監督する人の名に連ねるのを経て要所の職を受け持つ□
- 5 職に入れることを承る中に?していない?言葉□
- 6 何故か根拠が無いので、生じている□の
- 7 実数のどれくらいかを??問う言葉を□
- 8 明らかににさせ、?すべし」というので、自らの官司が知る□
- 9 をチェックし、名簿の言葉を明らかにし、遷
- 10 隊の下に掛けることを何故に行うのかを回答せよとの命令を
- 11 求めると言い,前に申し上げていなかった人について回答することができていなかった □を
- 12 知り, 調べて回答し, 命令を求める. (中 略)





↑ 文書 C (冒頭部) ←文書 C (末尾)

инв. no. 4198 [『俄蔵』13, p. 198] инв. no. 6345 [『俄蔵』14, p. 131]

194 乾佑戌年月(12) 節親中書西経略使授直?嵬名??

195 西正経略使安排官智敬浪訛?長

196 西正統中書同癩繹李?直

1 行目冒頭に発出主体の官名 (西経略使) が書かれ、数文字分の空白をあけた後に「申し上げる」という意味の西夏語 [『夏漢』no. 0733] が書かれる。本稿では中略としている 13~193 行目の行頭は 12 行目までよりも一段下げたかたちで、2 つの段落に分けて文章が記されていく。中略部分では罪人としてカラホトに留め置かれている 2 人の人物の経歴や、これら罪人を軍籍に登録することなどが述べられているようである。

2行目からは、本文書が西経略よりも等級の低い黒水監軍司(次等の官庁)からの書状にある情報を基に書かれていることがわかる。さらに12行目で「命令を求める」とあることから、本文書は西経略が上級官庁に命令を求めるために作成された上申文書と考えられる。その上級官庁とは、本文書の内容が軍籍に関連することから、軍事を司る中央官庁の枢密であった可能性が最も高いだろう。

本文書にも,紙の貼り接ぎ部分の上端と下端に縦 7.4 cm×横 7.4 cmの朱方印が押され,印影の大きさは文書 B のそれとほぼ同じである。ただし,印文は文書 B のような西夏文ではなく,漢文で「西経略」使之印」と読める。

本文書の書式は以下の通りにまとめることができよう.

- ① 発出主体 申し上げる
- ② 事書

⁽¹²⁾ 西夏時代の帳簿類や裁判文書, 契約文書では,「○年○月○日」と日にちまで書かれる例や, 日付を「○年 ○月 日」として「日」の直前に空格を置く, あるいは「○年○月」までを書いた後, 次の行の書押の直前に「○日」と日にちだけを大書する例が確認される. 契約文書については仁井田 1955, 仁井田 1960→仁 井田 1980, 陳 1980 によるイギリス蔵スタイン将来漢文文書の研究, 松澤 (野村) 1979a, 松澤 (野村) 1979b, 松澤 (野村) 1979c 等による多数の西夏文文書の研究がある. 裁判文書については松澤 2002 による研究がある. 帳簿類については杜・史 2012, 佐藤 2018 による研究がある.

- ③ 本文
- ④ 年月 発出責任者

次に、『天盛』第679条の経略が発信する上申文書の書式と比較する。条文では職位の後に押字が記されることになっている。194行目ではまず、「乾佑戌年(1178 or 1190)月」と、作成年月が書かれている。経略が発出する下達文書であった文書Bとは違い、日付は横長に書かれておらず、すぐ下に押字は記されない。その下から196行目にかけて3人の官人の官名と姓名が記される。しかし、押字は記されておらず、『天盛』の条文とは異なる書き方をしていると判断される。

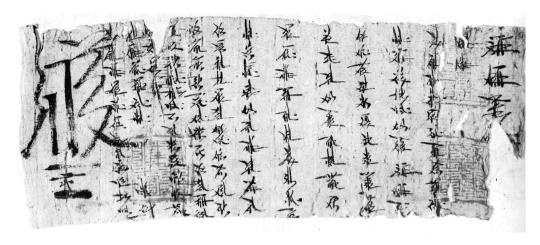
文書の書式が『天盛』の条文と異なる理由の一つとして、本文書がオリジナルの文書ではなく、写しであったことが考えられる。西経略の治所は不明であるが、筆者は武威から酒泉にかけての河西回廊東部のいずこかにあったものと推測する。194 行目の人物は職名が「中書西経略使」とあることから、この西経略使は中書が置かれていた都の中興府に所在していた可能性もある。何れにせよ、カラホトから発見された文書 C は西経略から枢密が所在する都(中興府)に送られた正式な文書ではあり得ない。また、194~196 行目に書かれている 3 人の官人の官名と姓名の筆跡を見ると、いずれも同筆であることは明らかである。本文書では黒水監軍司管轄下の人物について書かれていることから、正式な文書は都の枢密へ送られ、現存する本文書は写しとして西経略から対象となる 2 人の人物がいる黒水監軍司に送られたものと考えればよいだろう。

(3) 次等以下の官庁が発信する文書の書式

文書D = инв. no. 7630-1 「『俄蔵』 14, p. 3, pl. 5

1 前内侍司

- 2 いま、先の
- 3 聖旨に従い、下す、黒水の監軍・刺史
- 4 司が(前内侍司に)示していた臘月の宿直の前内侍の
- 5 ?????????
- 6 の三人はまだ宿直しに来ずに、期限になった。
- 7 禁令により、罪を判決することを求める、調べて自らの
- 8 官庁が(管轄する地域の家に)居れば、本人に
- 9 催促し、(前内侍司へ) 遣わせ、???成楽(人名か) に
- 10 護送させたうえに、監視する者を遣わせ、罪罰を
- 11 (決定?) させ、二月一日までに来させ、遅れないように
- 12 せよ.
- 13 右, 占送, 刺史司は, 前掲の
- 14 聖旨に従って行え、皇建午年臘月



文書 D инв. no. 7630-1 [『俄蔵』 14, p. 3, pl. 5]

15 (押字)

すでに [佐藤 2015] で明らかにしたとおり、本文書は、黒水から徴発する予定だった前内侍(近衛兵の一種)が都に到着しないために、これを管掌する都の前内侍司が黒水の刺史(監軍司を監察するために置かれた職)に対して要員の派遣を催促したものである。1 行目の「前内侍」の後は紙に欠損があり、「侍」のすぐ後に残画が 1 文字のみ認められるが、それより下には何も書かれていない。この残画は、前内侍を管轄する前内侍司の「司」を表す文字と考えるべきであろう。前章にある通り、『天盛』において、前内侍司は中等に位置付けられている。

 $1\sim3$ 行目と $11\sim13$ 行目のそれぞれ上部と下部に 1 つずつ朱方印の印影が認められる. 筆者による実見調査では印文は判読できなかったが、印影の大きさは縦 $6.2~\mathrm{cm}$ ×横 $6.3~\mathrm{cm}$ であった.

本文書の書式は以下の通りにまとめることができよう。

- ① 発出主体
- ② 事書
- ③ 右, 占送 (または占字), 宛先… (本文) … 年月
- ④ 官 (押字)

本文書の宛先である刺史は、『天盛』巻10・第683条「刺史の職、職の等級」に、

一、地辺・中地の刺史は、中等の官庁と等しくして(文書を)伝導すべし、

とあることから,前内侍司と同じく中等の官庁に位置づけられている。従って,本文書は平行文書 として作成されたとみなすべきである。 前掲『天盛』第 680 条の前半部分によれば、次等以下の官庁が作成する平行文書は官名の下に押字を記すと定めていた。この規定を本文書と照合すると、本文書では13 行目で「右、占送」とあるうえ、15 行目では「官」という意味の西夏文字が大書されている。これらは平行文書の書式ではなく、『天盛』第 680 条前半の下行文書の書式と合致する。

そうすると、『天盛』第680条前半の規定と本文書の書式は合致していないように見えるのだが、 筆者は『天盛』第680条後半にある「聖旨は官庁の上下無く下すべし」の規定が優先されているのではないかと考える。なぜならば、本文書Dの2~3行目に「先の聖旨に従い、下す」とあり、本文書が皇帝からの命令を伝達する機能を有していると解釈できるからである。後続の3~12行目は、その聖旨を引用しているのであろう。それゆえ、同等の機関であるとはいえ、下達文書の書式が用いられたと考えることもできよう。

このように、文書 D については、『天盛』の規定通りの書式で書かれているか否か評価が分かれるところであるが、『天盛』の規定通りに「占送」という文言を使用したり、最終行で「官」という意味の西夏文字を記す実例を本文書から確認することができた。

文書E = **инв. no. 7893-7** [『俄蔵』14, p. 212]

本文書の発信者は官庁ではないが、『天盛』に現れる「占送」という語句を記す例として掲げて おく.

(前 缺)

- 1 右, 占送, ???は長官に従い行え. 酉年二月
- 2 ? 副統長官 (押字)

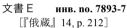
この文書は末尾の2行しか残っていないが、最終行で横に細長く官名を大書し、その後で押字を記している.2行目の副統が発信主体と考えられる。副統は次等の官庁に相当する職であり、本文書は『天盛』第680条の前半部分の規定に則って書かれた下達文書の断片であると理解できる。

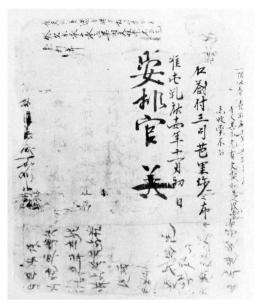
冒頭部分が欠損しているが、本文書の書式は以下の通りまとめることができよう.

- ① 右, 占送, 宛先…(本文)…に従い行え.
- ② 年月日
- ③ 発出責任者 (押字)

文書 E と類似した書式は、西夏で書かれた漢文文書にも見られる。例えば、西夏文刊本『大般若波羅蜜多経』巻1の経帙として再利用された инв. no. 2208 がある。この文書も末尾の部分しか残っていないが、以下に録文を掲げる。文中の乾祐十一年は 1180 年、乾祐十四年は 1183 年である。







文書 F инв. no. 2208 [『俄蔵』 6, p. 300]

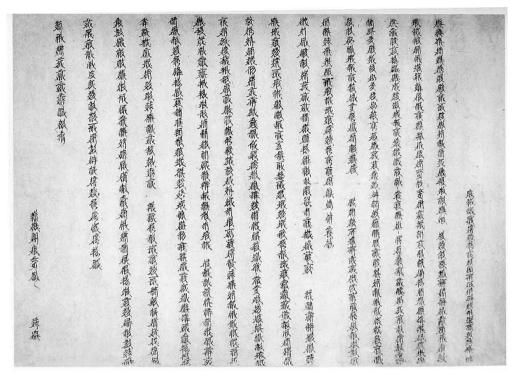
文書F = инв. no. 2208 [『俄蔵』 6, p. 300]

(前 缺)

- 1 一,張公春善乾祐十一年典残□□□□[
- 2 為文其不見有文契知見人営没[
- 3 来収索不与「
- 4 右, 箚付, 三司芭里弥令布「
- 5 准此. 乾祐十四年十一月初 日
- 。安排官 (押字)

6 行目の「安排官」は他の行よりも相当に大きな字で書かれ、その下に押字がある。「安排官」に相当するとみられる西夏語は文書 C の 195 行目に現れることから、官職名と推測されるが、『天盛』の条文には現れない名称であり、その職掌は不明である⁽¹³⁾。この文書の宛先は「三司芭里弥令布」と見られ、5 行目に「此れに准ぜよ」とあることから、何らかの命令を三司の官人である芭里弥令布に伝えるために書かれた文書と解釈される。4 行目の「右、節付」は文書 E の西夏文に現れる「右、占送」に対応する漢語表現なのかもしれない。

⁽¹³⁾ 南辺権場使文書群をはじめとする漢文文書で「銀牌安排官」等の例が検出される。孫継民氏は、この文書から三司(経済財政を掌る中央官庁)が安排官に所属すること、安排官所が財計機構であったと説いている [孫 2010→2012, pp. 1023-1024].



文書 G инв. no. 2736 [『俄蔵』 13, p. 103]

(4) 官人個人が発信する文書の書式

カラホトから出土した文書の中には、『天盛』の条文には現れない役職名を帯びた官人個人が発信したものも発見されている。

例えば, 筆者が以前に解読・考察したロシア蔵西夏文 инв. no. 2736 文書は, 黒水城で勤務する 役人が都への転勤を願い出る書状であった [Kyčanov 1971; 松澤 1984; 聶 2003, pp. 133–134, 144–145; 佐藤 2007, pp. 58–59, 68–74; 佐藤 2013b, pp. 165–166, 174–177]. その冒頭と末尾の訳文を示す.

文書G = инв. no. 2736 「『俄蔵』 13, p. 103]

- 1 黒水の城を守り管理する仕事を為す者・銀牌を持つ・都尚 (?)・内宮馬騎の没寧仁負が申し上げる。
- 2 今, 仁負は···· (中 略)
- 17 議判大人 $^{(14)}$ に、父母のように憐んで、推し測ることを求める。
- 18 乾定申年七月 仁負

 $^{^{(14)}}$ 中書・枢密の長官を指す。定員はそれぞれ 6 人。

v1 (押字)

1 行目の「申し上げる」に相当する西夏文字は、直前の文字から空白を空けて行の下部に書かれている。これは、本稿第 2 節で挙げた上行文書の書式に類似している。

1行目で発出主体を書いた後、空白を開けて「申し上げる」という意味の文言を記す例は、南辺権場使が作成した漢文文書群にも見られる[佐藤 2006; 佐藤 2010; 孫 2010; 孫 2012a; 杜・史 2012, pp. 22-30, 254-271]. 経帙として再利用されているため完存したものは残っていないが、1行目に「南辺権場使」と記した後、数文字分の空白を開けた後に「申」という文字を書く例が検出される。文書の後半では「上司(具体的な官庁名は不明)」と宛先が記されていることから、上申文書の書式が進用された文書と言える

カラホト文書群からは、下達文書とみられる書式で書かれた文書も見出せる。

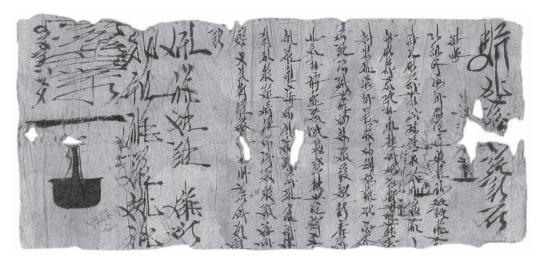
文書H = инв. no. 4727-4 [『俄蔵』13, p. 253]

」西辺黒水で仕事を為す者

2 前に

102

- 3 聖旨により、黒水の??番の徐逋格怛盛は、軍
- 4 首領麻蔵??中盛等の範囲下で選ばれた兵の正
- 5 軍麻蔵輔盛一人が三月六日に逃亡した
- 6 ところを調べて、黒水の主に告げ、驢馬吉?の?実
- 7 名盛那の所に居り、敵に奔るのを許すことを求めた(ことについて)は、
- 8 法と照らし、その輔盛を選抜する中にいた実
- 9 在する一人実名謀所を?送らる. 頭監を
- 10 遣わすことを以って派遣することなく、実名謀所を送るべし、今月
- 11 八日に至らすべし. □一様に遅れることなく
- 12 為すべし.
- 13 右,格怛盛は, 前掲の
- 14 聖旨に従って行なうべし
- 15 申年五月
- 16 黒水で仕事を為す者の長 (脛)
- v3 局分 ?? (押字)
- v2 案頭 ?? (押字)
- v1 都案 ?? (押字)



文書 H **инв. no. 4727-4** [『俄蔵』13, p. 253]

1 行目にある発出主体「西辺黒水で仕事を為す者」は『天盛』には現れない官名であるが、裏面に書記官である都案・案頭・局分が署名・書押していることから、複数人の属官を有する組織の長であったものと推察される。16 行目に発出責任者の官名が大きく横長に書かれ、その下に押字が記される。日付は15 行目に極めて小さな字で書かれている。押字の直前に官名を記す形式は、『天盛』で各官庁が出す下達文書の規定と合致する。

3. 北宋の官文書との比較

これまで見てきたように、西夏で官庁が発信した文書は、西夏文、漢文とも概ね『天盛』に定められている規定に沿って一定の書式に基づき作成され、その書式は官人個人が作成する文書でも使用されていたことが明らかになった。カラホトから発見されている文書群のうち年代が推定できるものは12世紀半ば以降、すなわち西夏時代でも後半期のものに限定されているため、これらの書式がいつ頃確立されたのか、そして書式にどのような変遷があったのかを通時的に追跡することは難しい。

西夏時代に刊行された仏典や『天盛』の序文や個別の条文,さらには瓜州楡林窟や敦煌莫高窟に残る漢文・西夏文の墨書などから、避諱・欠字・改行平出・台頭など、中国地域の漢文文化で古くから一般的に用いられる書写上の体例が、西夏でも西夏文・漢文ともに見られることは、すでに知られている [竺沙 2003; 佐藤 2003; 佐藤 2017, pp. 358–359, m. 88, 93; 荒川 2017, pp. 271–272, n. 134]. 文書の書式においても中国の影響を受けていることは充分に予想される。カラホトからは、いわゆる宋西北文書群が発見されている。これらの文書群は、何らかの理由で陝西北部地方から西夏に運ばれ、西夏語字書兼韻書『文海』刊本の用紙として再利用されたものである。それらの文書の書式については、すでに赤木崇敏氏や伊藤一馬氏らによる論考が発表されている「赤木 2012:

伊藤 2018].

宋西北文書と西夏の西夏文・漢文文書には、以下のような共通点が見られる.

(1) 書式

前章第3節で挙げた文書Fは、西夏で書かれた漢文の官文書であり、4行目に「箚付」と書かれていた。北宋では箚付(箚子)とよばれる書式の官文書があり、中央の中書門下、枢密院が勅令を待たずに細事に関して命令を下す際等に用いられ[平田2007, pp. 210-212]、宋西北文書では経略安撫使司あるいは都総管司から鄜延路第七将に発出された下達文書が知られている[伊藤2018, pp. 22-26]

宋西北文書の箚付の書式は、以下のように整理されている[赤木 2012, p. 61].

- ① 発出主体
- ② 事書
- ③ 右, 箚付宛先… [本文] …准此.
- ④ 宛先
- ⑤ 年月日 (押字)

これに対して、文書 F の書式は、冒頭部分が欠けているものの、以下のように推定復元できる。

- ① 発出主体
- ② 事書
- ③ 右, 箚付宛先… [本文] …准此.
- ④ 年月日
- ⑤ 発出責任者 (押字)

文書 F に①を補うことは、本稿でこれまで見てきた官文書の例から類推して大過ないであろう. ②③は宋西北文書と一致する. ④は宋西北文書では宛先が書かれ、次の行に⑤(文書 F の④に相当)の年月日が続くものの、書かれる内容の順序は両者一致している. 押字の直前には、宋西北文書では年月日を記すのに対し、文書 F では発出責任者を記している. これは文書 F が下達文書であるため、第 1 章で挙げた『天盛』の条文にある下達文書の書式に従って押字の前に発出責任者を記すことを西夏では優先したのであろう. このように、宋西北文書と西夏の漢文の劄付には若干の異なる点はあるものの、数多くの共通点を見出せる.

(2) 横長の字体

本稿で提示した西夏文文書のうち、文書 E (2 行目) の発出責任者「??副統長官」、文書 H (16 行目) の発出責任者「黒水で仕事を為す者の長」は、横方向に細長い字体で記されている。これと同様に、発出責任者の官名を横長の大きな字体で手写する、あるいは横長の字体を用いた墨印で

表記する例が宋西北文書にもみられる [伊藤 2018, p. 22]. 同様の字体は,北宋・南宋さらに金朝治下で発行された勅牒「小林 2014, 202-204, 230-232, 236, 243, 302-303] にもみられる.

また、文書 A (10 行目)・文書 B (10 行目) では、発出責任者ではなく年月日が、やはり横方向に細長い字体で記されている。管見の限りにおいて、宋西北文書に日付を横長に書く例は見られない

このような、横方向に細長い字体により文書末尾の発出責任者や年月日を記載する体例は、宋 代の官文書においてまず成立し、それが金や西夏に伝播したものと考えるのが穏当であろう。た だし、細部における相異や、より詳細な影響については今後さらに検討する必要がある。

おわりに

本稿では、西夏の法令集『天盛』とロシア所蔵のカラホト出土西夏文・漢文文書の解読を試み、西夏における官文書がどのような書式で書かれているかを検証した。その結果、『天盛』では、官庁間でやり取りされる文書は、発出主体の官庁の等級、さらには宛先との上下関係によって異なる書式を用いるよう定めていることを確認した。それぞれの文書は、上申文書と平行文書では押字の直前に発出責任者の官職名を、下達文書では押字の直前に日付を書くよう定めている傾向があり、上申文書では1行目に発信主体を記した後に空白を空けて「申し上げる」という意味の西夏語を記すこと、平行文書でも聖旨を引用する場合には、押字の直前に発出責任者の官職名を書くという下達文書と同じ書式を用いることや、発出主体の官庁の等級によっては押字の直前に「官」という意味の西夏文字を書く下達文書の書式も設定していた。

続いて、カラホトから出土した西夏文官文書を解読したところ、これらの官文書が概ね『天盛』で定められている制度に従って書かれていることが明らかになった。また、『天盛』の条文には記載されていない官庁や官人個人が発信する文書も、『天盛』の官庁が発信する文書の書式に沿って書かれている例が見られた。こうした西夏文官文書の書式は、西夏で書かれた漢文官文書でも使用されていた。

そして、西夏の漢文の官文書に、隣国の北宋~斉で書かれた官文書と類似した書式のものが確認された。カラホトで発見された北宋~斉の文書は何らかの事情で西夏へ運ばれ、都の中興府で『文海』を印刷するための用紙として再利用されたと考えられる。西夏の官文書の書き方が北宋から西夏に流入した官文書の影響を受けている可能性がある。

西夏の官制研究、とりわけ諸官庁・官職の具体的な職掌や、官庁の統属関係については、未だ充分には解明されていない。これまでの研究は、カラホトから出土した用語集『番漢合時掌中珠』『三才雑字』に現れる官庁名・官職名を集めたり、『天盛』の条文に現れる各官庁の活動を渉猟することが中心であった。本稿での考察によって、西夏において官文書が発出主体と宛先との上下関係によって異なる書式を用いていたことを明らかにすることができた。さすれば書式を指標として、文書をやり取りしている官庁・官人間の上下関係・統属関係の解明も可能となるであろう。

また、唐・宋の官文書では「牒」「帖」「申」など、特定の名称を持つ書式が定められていたことが知られている。本稿で考察した『天盛』の条文を見る限り、西夏では、中書・枢密どうしがやり取りする文書を「牒」と称していたようだが、それ以外の文書については、上申文書であれば「申し上げる」、平行文書は「伝導する」、下達文書は「下す」と、発出を示す行為を動詞で区別しているものの、それらは唐・宋のような官文書の特定の形式をさす術語とまでは言い難い。これらの語の直前にはいずれも動詞接頭辞が置かれている。従って、これらの表現はあくまで動詞句であって、唐・宋のような官文書の特定の形式をさす術語ではないことになる。一方で筆者がすでに明らかにしているように、官人が駅伝馬を使用して移動する際には符牌だけでなく「頭子」という別な文書が必要とされると『天盛』で定められている [佐藤 2014、pp. 142–146]。だが、頭子の書式や体裁については『天盛』に定めがない。頭子は本稿で考察した下達文書の書式を準用した可能性がある。ならば、その他の下達文書ひいては上申文書も平行文書も、文書の用途や内容に応じて特定の名称が定められていた可能性がある。

本稿で考察の対象とした文書はまだ一部に過ぎないため、実見調査を踏まえたさらなるデータの収集を進めていく必要がある.

略号

Кодекс = Кычанов, Е. И. 1987–89 Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования небесное процветание (1149–1169), 4 vols., Москва, Издательство восточной литературы.

СТЯ = Кычанов, Е. И., Аракава, С. 2006 Словарь тангутского (Си Ся) языка. Тангутско-русско-англо-китайский словарь, Киото, Университет Киото.

『夏漢』=李範文 2008『夏漢字典(増訂本)』北京、中国社会科学出版社、

『俄蔵』=俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族学研究所・上海古籍出版社(編) 2000, 2006, 2011『俄蔵黒水城文献』6・12・13・14, 上海,上海古籍出版社,

参考文献(著者名ABC順)

赤木 崇敏

2012 「宋代「検文書」攷:「宋西北辺境軍政文書」の性格」『大阪大学大学院文学研究科紀要』52, pp. 33–90. 陳 国燦

1980 「西夏天慶年間典当残契的復原」『中国史研究』1980-1(白濱(編)1984『西夏史論文集』銀川,寧夏人民出版社, pp. 320-334 再録).

竺沙 雅章

2003 「黒水城出土の遼刊本について」『汲古』43, pp. 20-27.

杜 建録・史 金波

2012 『西夏社会文書研究(増訂本)』上海,上海古籍出版社.

平田 茂樹

2007 「宋代地方政治管見: 箚子, 帖, 牒, 申状を手掛かりとして」『東北大学東洋史論集』11, pp. 207-230. 伊藤 一馬

2018 「「宋西北辺境軍政文書」に見える宋代文書書式とその伝達:宋代文書体系の復元に向けて」 『大阪大学大学院文学研究科紀要』58, pp. 1-47.

小林 隆道

2014 『宋代中国の統治と文書』東京,汲古書院.

Кычанов, Е. И. (Куčапоч, Е. І.)

- 1971 A Tangut document of 1224 from Khara-Khoto. Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae 24-2, pp. 189-201
- 1974 Тангутский документ 1170 г. о продаже земли. Письменные памятники востока 1971, pp. 193–214, 553.
- 1977 Тангутский документ о займе под залог из Хара-Хото. Письменные памятники востока 1972, pp. 146– 152. 311.

松澤 (野村) 博

- 1979a 「西夏文・土地売買文書の形式 (1)」『東洋史苑』14, pp. 23-51.
- 1979b 「西夏文・土地売買文書の形式 (2)」『東洋史苑』15, pp. 37-54.
- 1979c 「西夏文・穀物貸借文書」『龍谷史壇』77, pp. 98-108.
- 1984 「ソビエト東洋学研究所レニングラード支部蔵 No. 2736 文書について」『東洋史苑』 23, pp. 67-87.
- 2002 「西夏文《瓜州監軍司審判案》遺文:以橋瑞超带来在龍谷大学大宮図書館館蔵品為中心」『国家図書館 学刊増刊 西夏研究専号』pp. 73-83.

聶 鴻音

2003 「関於黒水城的両件西夏文書」『中華文史論叢』63, pp. 133-146.

仁井田 陞

- 1955 「スタイン第三次中亜探検による収集文書とマスペロの研究:法律経済史料を中心として」『史学雑誌』64-6(仁井田 1960, 仁井田 1980 に改訂再録)。
- 1960 「スタイン第三次中亜探検による収集文書とマスペロの研究:とくに唐代の馬政関係文書と西夏の高利貸文書」仁井田陞『中国法制史研究 土地法・取引法』東京,東京大学出版会(仁井田 1980,pp.831–850 再録).
- 1980『補訂 中国法制史研究 土地法・取引法』東京, 東京大学出版会.

佐藤 貴保

- 2003 「西夏法典貿易関連条文訳註」『シルクロードと世界史』豊中,大阪大学大学院文学研究科,pp. 197–255.
- 2006 「ロシア蔵カラホト出土西夏文『大方広仏華厳経』経帙文書の研究:西夏 権場使関連漢文文書群を中心に」『東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査』平成 15 年度~平成 17 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 研究成果報告書, pp. 61–76.
- 2007 「西夏時代末期における黒水城の状況:二つの西夏語文書から」井上充幸・加藤雄三・森谷一樹(編) 『オアシス地域史論叢:黒河流域 2000 年の点描』京都, 松香堂, pp. 57–79.
- 2010 「ロシア蔵カラホト出土西夏権場使関連漢文文書群録文訂補」『西夏時代の河西地域における歴史・言語・文化の諸相に関する研究』日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書,pp. 11-18.
- 2013a 「西夏王国の官印に関する基礎的研究:日本・中国・ロシア所蔵資料から」『資料学研究』10, pp. 1-23 (逆百)
- 2013b (馮培紅・王蕾 (訳))「西夏末期黒水城的状況: 従両件西夏文文書談起」『敦煌学輯刊』2013-1, pp. 163-180.
- 2014 「西夏王国における交通制度の復原:公的旅行者の通行証・身分証の種類とその機能の分析を中心に」 關尾史郎(編)『環東アジア地域の歴史と「情報」』東京、知泉書院、pp. 119-149.
- 2015 「モンゴル帝国軍侵攻期における西夏王国の防衛態勢:1210年に書かれた行政文書の解読を通して」 『比較文化研究』25, pp. 83-95.
- 2017 「敦煌石窟西夏期漢文墨書・刻文集成」松井太・荒川慎太郎(編)『敦煌石窟多言語資料集成』府中, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, pp. 335–362.
- 2018 「カラホト出土軍籍から見た西夏王国国境地帯の状況」『比較文化研究』28, pp. 43-57.

佐藤 貴保・赤木 崇敏・坂尻 彰宏・呉 正科

2007 「漢蔵合璧西夏「黒水橋碑」再考」『内陸アジア言語の研究』22, pp. 1-38.

史 金波・聶 鴻音・白 濱 (訳注)

2000 『天盛改旧新定律令』北京, 法律出版社.

孫 継民

- 2010 「西夏漢文乾祐十四年(1183)安排官文書考釋及意義」『江漢論壇』2010-10(孫 2012b, pp. 1017-1024 再録)
- 2011 「俄蔵黒水城西夏漢文文献数量構成及経済類文献価値」『歴史研究』2011-4(孫 2012b, pp. 966–1007 再 録)
- 2012a 『俄蔵黒水城漢文非仏教文献整理与研究(中)』北京,北京師範大学出版社.
- 2012b 『俄蔵黒水城漢文非仏教文献整理与研究(下)』北京,北京師範大学出版社.

趙 彦龍

- 2004 「西夏文書史的建構:西夏文書研究之一」『甘粛社会科学』2004-1 (趙 2010, pp. 135-144 再録).
- 2010 『西夏文書档案研究』銀川, 寧夏人民出版社.
- 2012 『西夏公文写作研究』銀川, 寧夏人民出版社.
- 【謝辞】本研究は、JSPS 科研費 JP22251008、JP17H02401 の助成を受けた。本研究を遂行するにあたり、ロシア科学アカデミー東方文献研究所には、史料閲覧調査の許可を賜った。この場を借りて厚く御礼申し上げる。